 **犬・猫を飼うときのルールやマナーを守りましょう**

犬を飼うときのルール

- ① 放し飼いはしない
- ② 宮古島市に登録し、狂犬病の予防注射を受けましょう
- ③ ノミダニ対策などきちんと健康管理
- ④ 鳴き声や臭いなど近所の人に気を配る
- ⑤ 「待て」など適正なしつけをする

「宮古島市飼い犬取締条例」により、放し飼いは禁止！

犬の飼い主さん 散歩時のルールを守りましょう

- ・犬のふんは持ち帰りましょう
- ・ふんを持ち帰るための道具等を持って出掛けましょう
- ・リードを必ず付けましょう

犬や猫などを捨てたり虐待を見つけたら 110 番！

猫を飼われている方へ

- ・屋内飼育をしましょう。
- 屋内で飼うことで、鳴き声やふん尿などで近隣に迷惑をかける心配ありません。
- ・不妊去勢手術をおこなきましょう。
- 繁殖を望まない場合や生まれてくる命に責任を持ってないのであれば、不幸な猫の繁殖を防いでください。
- ・飼い主は、責任を持って終生飼育をしましょう。
- 飼っている動物を捨てることは犯罪です。

野良猫にエサやりをしている方へ


- ・無責任なエサやりは止めてください。
- ・地域の住民は、猫のふんや尿等で迷惑しています。
- ・エサやりをする時には、ご近所の理解が必要です。ご近所の方々の理解のうえ、猫の世話をしましょう。

問 環境保全課 ☎ 79-5283

【使用済自動車の処理について】

- ・使用済自動車の処理には、自動車購入時等にリサイクル料金が支払われているため、お金は掛かりません。
- ・場合によっては、スクラップに価格がついてプラスになる場合もあるので、適正に処理しましょう。
- ・許可無く、使用済自動車の部品を取り外す行為は違法です。(カーナビ等、取り外し可能な物品もありますが、安易に個人で判断しないようにしてください。)
- ・車の処分は、必ず登録されている引取業者に依頼しましょう。

問 環境保全課 ☎ 79-5283

 **墓地建設について**

墓地、埋葬等に関する法律により勝手に墓地を作
ることは違法です！

(市に相談・申請・許可が必要です。)

平成 26 年 3 月より「宮古島市墓地等の経営許可に関する条例」及び同条例施行規則が制定されています。お墓を建てる際には、申請の 60 日前までに一度ご来庁いただき、事前に相談してください。(同条例施行規則第 3 条)

～墓地建設許可の大まかな流れ～

- ① 市役所へ事前相談（申請の 60 日前まで）
- ② 申請
お墓を建たい場所の近隣住民や自治会への周知、説明、意見聴取（申請者が実施）を踏まえて申請。
- ③ 審査
市条例、内部規定に基づいて設置場所等が基準を満たすか否かの審査。
- ④ 審査結果
「許可」、「不許可」を判断します。
申請内容によっては基準を満たさない場合、「不許可」になることもあります。
- ⑤ 墓地建設工事
許可をされた場合、墓地建設現場に「墓地建設の工期」、「計画者の氏名・住所」、「業者の氏名・住所」が記載された標識を設置する。
- ⑥ 工事完了
工事終了後は、完了届の提出。
※お墓の建設に関してはまず相談を！

問 環境保全課 ☎ 79-5283

 **不法投棄禁止について**

ごみの不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄を行うと、「廃棄物の処理および掃除に関する法律」により 5 年以下の懲役・1 千万円以下（法人は 3 億円以下）の罰則が科せられます。

※違法行為をやめましょう。

日頃から、市民の皆さんが協力して不法投棄をされない環境づくりをすることも大切です。

ごみを捨てられない為に、管理する土地の草刈りを行ったり、周りに柵を設置したり、簡単に出入りされないようにチェーンなどを使ったり、自衛策を講じ適正な土地の管理をお願いします。

不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去・処理を行わなければならない（廃掃法第 5 条「清掃の保持」による）。不法投棄防止にご協力ください。

問 環境保全課 ☎ 79-5283

健康長寿を目指して、市民 1 人ひとりが見直そう生活習慣、受けよう健診（検診）& 保健指導！

【宮古島の平均寿命】

■市区町村別平均寿命の男女差
(男女差の大きい 10 市区町村)

順位	都道府県	市区町村	平均寿命(歳)		
			男女差	男	女
1	大阪府	大阪市 西成区	11.8	73.2	84.9
2	高知県	高岡郡 中土佐町	8.5	79.60	88.00
3	大阪府	大阪府 生野区	8.3	78	86.3
4	高知県	幡多郡 大月町	8.3	79.50	87.80
5	鹿児島県	大島郡 天城町	8.3	79.1	87.3
6	青森県	三戸郡 三戸町	8.3	78.5	86.7
7	沖縄県	宮古島市	8.3	79.40	87.70
8	神奈川県	川崎市 川崎区	8.2	78.8	87
9	鹿児島県	奄美市	8.2	79.20	87.40
10	青森県	下北郡 大間町	8.1	78.4	86.6

■平均寿命(0 歳の平均余命)
男性が沖縄県内ワースト 1 位、
女性が県内ワースト 8 位


	平均寿命	県内順位 (41 市町村)	全国順位 (1,887 市区町村)
男	70.4 歳	ワースト 1 位	(下位から) 47 位
女	80.7 歳	ワースト 8 位	(上位から) 798 位

【令和 4 年度国保健診結果】

■宮古島市 3 人に 1 人がメタボ、男性は 2 人に 1 人がメタボです。

- ① **【1 日飲酒量】**
3 合以上(多量飲酒)
宮古島市：8.3%
同規模市：2.3%
- ② **週 3 回以上就寝前**
2 時間以内に夕食をとる
宮古島市：25.3%
同規模市：14.4%
- ③ **週 3 回以上朝食を抜く**
宮古島市：19.1%
同規模市：8.4%
- ④ **20 歳時体重から、**
10kg 以上増加している
宮古島市：45.4%
同規模市：34.5%


問 健康増進課ヘルスサポート係 ☎ 72-4704

 **違法な家庭ごみ回収業者を利用しないでください**

引越し・清掃・遺品整理などで、一度に出た多量の家庭ごみを、依頼を受けて収集運搬するには、宮古島市の「一般廃棄物収集運搬許可」が必要となります。無許可の事業者による廃棄物の収集運搬は違法ですので利用しないでください。
違法な回収を行った無許可業者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条により、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はこれが併科されます。


引越し・清掃・遺品整理などで出た多量の家庭ごみについて収集運搬の依頼をする場合は、市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して下さい。

問 衛生施設課 ☎ 75-5339

 **資源ゴミの持ち去り行為について**

家庭のゴミ置き場に出された空き缶・ビンなどの資源ゴミの持ち去りはおこなわないでください。
市が回収する家庭ゴミを宮古島市の委託収集業者以外が収集運搬することは、宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第 5 条により禁止されており

問 衛生施設課 ☎ 75-5339

 **宮古島市畜産物出荷奨励補助金について！**

- ・申請時に、「と畜証明書」を添えて提出
- ・初回申請時には「出荷計画書」を記入。

■対象者
牛、豚、山羊を、と畜する者(牛については宮古食肉センターの定める一般牛と子牛のみ)

■申請期間
毎月と畜した実績を翌月 5 日までに申請
※ 5 日が土日祝祭日の場合はこれらの日の翌日期限とします。
※ただし、3 月分については 3 月 29 日までの申請となります。
※必要書類：と畜した実績が記載されている「と畜証明書」

■受付場所
宮古島市役所農林水産部畜産課
(総合庁舎 3 階) ☎ 79-7814

- 交付条件
- ① 宮古島市に住所を有する生産者であること
 - ② 宮古島市で生産される畜産物であること
 - ③ 宮古島市の公的義務(市税、負担金、使用料等の納付)の滞納がないこと

問 畜産課 ☎ 79-7814